

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】		2
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】		3
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【総務市民局市民部区政推進課】		4
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】		5
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市整備局河川公園部水環境課】		6
◇ 上下水道局		
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】		7
○ 指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出【上下水道局水道部配水管理課】		8
○ 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】		9
○ 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】		10

北九州市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
薬局銀ちゃん	北九州市小倉北区香春口一丁目6番7号	令和8年5月1日
ほしぞら薬局	北九州市小倉南区徳力四丁目15番5号	令和8年5月1日
サンキュー薬局門司駅店	北九州市門司区中町1番32号	令和8年5月1日
八幡西調剤薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目12番1号	令和8年5月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションCoharu門司	北九州市門司区原町別院9番2号 シャトレ別院Ⅲ103号室	令和8年5月1日
訪問看護ステーションmeguru	北九州市八幡西区永犬丸西町三丁目16番14号西町マンション202号	令和8年5月1日

北九州市告示第 2 1 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
ホームクリニック小倉	新	北九州市小倉北区足立二丁目 3 番 3 9 号	令和 8 年 5 月 1 日
	旧	北九州市小倉北区三萩野二丁目 4 番 8 号	
訪問看護ステーションみらい	新	北九州市小倉北区香春口一丁目 2 番 1 7 号 4 0 1 号	令和 8 年 5 月 1 日
	旧	北九州市小倉北区江南町 3 番 1 号内山第 2 7 ビル 7 0 2 号	

北九州市告示第 2 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の徴収に関する事務について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
地方公共団体 情報システム 機構	東京都千代田 区一番町 2 5 番地	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第 2 1 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名称	住所			
一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市ほたる館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
九州造園・グリーンワーク・しらすやまと共同事業体	北九州市小倉北区大島二丁目 1 0 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
M201	株式会社住ま医 る工房	道原正樹	小倉南区葛原 本町三丁目1 1番27号	令和8年5月1 日

北九州市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	廃止年月日
N066	有限会社シード	森永恵子	八幡西区樋口 町7番9号1 01	令和8年3月3 1日
J071	上田設備	上田義人	門司区春日町 23番4号	令和8年4月3 0日

北九州市上下水道局告示第20号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和8年5月1日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
8144	宮島設備 宮島 健	田川市大字伊加利1 955番28号	令和8年5月1日か ら令和12年5月3 1日まで
4044	三宮造園株式会社 三宮 洋	北九州市若松区畠田 三丁目4番12号	令和8年5月1日か ら令和12年5月3 1日まで
8145	刀根住宅設備 刀根 大輔	遠賀郡芦屋町大字山 鹿1521番11号	令和8年5月1日か ら令和12年5月3 1日まで
3178	林設備工業株式会 社 林 尚之	北九州市小倉南区上 葛原二丁目1番 15号	令和8年5月1日か ら令和12年5月3 1日まで

北九州市上下水道局告示第 2 1 号

北九州市下水道条例施行規程（平成 2 4 年北九州市水道局管理規程第 3 7 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 8 年 5 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
6 0 8 2	有限会社シード 森永 恵子	八幡西区樋口町 7 番 9 号 1 0 1 号室	令和 8 年 3 月 3 1 日